

三鷹事件再審弁護団の報告

※ 氏名の伏せ字（アルファベット表記）は、弁護団作成の「再審理由補充意見書・匿名版」の表記による。

米倉勉弁護士

皆さん、こんばんは。弁護士の米倉勉です。

先にメンバーを紹介します。こちらが、弁護団長の高見澤昭治弁護士です。反対側が、主任弁護人の野嶋真人弁護士、その隣が中村忠史弁護士です。もう一人、佃克彦弁護士がいますが、風邪を引いて寝込んでしまい残念ながら欠席です。彼は今、司法研修所の教官という重大な任務を負っているため、疲れすぎているのかなと心配しています。すぐに復帰すると思いますので、よろしくお祈りします。

弁護団より、9月20日に提出した「再審請求理由補充書」の「その1」の内容およびこの間の経過を報告しますが、先に私からこの間の経過および全体像を紹介し、そのうえで各論点に関して、担当した弁護士から述べてもらいます。

大石代表からお話がありましたように、私どもは2年前に再審を申し立てて以来、未開示証拠の証拠開示を強く要求してきました。あれこれの協議を経て、やっと、それなりのものを出すというふれ込みで、待ちに待ったものが3月に一応開示されました。

ところが、それを苦勞して読み解いて検討したところ、羊の頭で中味は犬だということでしょうか、「羊頭狗肉」と言うしかない、ある意味ではインチキの証拠開示だということがわかってきました。

弁護団の求める証拠開示とは、検察官がその手許に秘蔵している無罪方向の重要な証拠も隠さないで出せというものです。捜査機関が公的な立場で収集した証拠というのは、有罪証拠だけをつまみ食いするのはおかしいのであって、重要な証拠、無罪方向の証拠もきちんと出した上で審議すべき性質のものです。

しかし、今回3月に検察官が出してきたものは、検察官による有罪方向の主張をこまごまと書いた意見書と共に、検察側の主張を補強する証拠を追加で出してきたものであります。意見書と照合すれば、そのような性格のものだということが明らかです。検察側もそのように構えて書いてきたわけです。それは、証拠開示請求に対する回答ではなく、検察側として独自に訴訟活動をしているにすぎません。

これは、私どもとしては二重に重大なことです。一つには本来の証拠開示の任務をきちんと果たせということと、そして公正な再審の審理を行うべきだということ、今後さらに訴えていかなければならないことが確認されました。

と同時に、検察側からこうやって検察側にとって有利なものが出された以上、有罪方向の新たな主張や証拠についてはきちんと反論を行い押し返す必要があるということです。再審請求は、検察側からの新証拠の開示によりかかるという性質のものではなく、私どもとして、独自に新たな証拠を提出して闘っていくという構えでありますから、その活動を並行して進めてい

こうという基本的な考えの下に数ヵ月かけて書き上げ提出したのが、この新たな「再審理由補充意見書」です。

また、新たに書かれている主張を裏付ける新証拠も提出をいたしました。それは後程、野嶋弁護士からお話があります。

そういう趣旨の下にいくつか重要な論点を掲げて意見を述べております。私からは、佃弁護士が、今日予定していた二つの論点についてご報告いたします。

一つは、「M証言」と呼ばれているもので、本件事故が発生した直後の時刻に、事故現場から少し離れたところにある三鷹電車区の正門あたりでたまたま竹内さんと出くわして目撃したという証言が確定審であります。

ただ、それに対して当時から有力な反証がありまして、M証人は自分の任意で供述したのではなくて、警察から無理矢理、その旨のあいまいな供述をさせられたというものです。そのことを詳しく語った「B供述」というものがあり、今回、それを新証拠として提出していたのですが、検察がそれについていろいろな反論をしていたわけです。重要な有罪方向の証拠ですから、この点について反論を加えておきます。

いわく、「M証人」が、事故の直後から自分の叔父さんに対して、竹内君と出くわしたと語っていたという調書があるという反論でした。これについては、当時これだけの目撃証言をでっち上げたとか、その近辺にいた叔父さんなどについても、当然それに符節を合わせた供述調書をとるのは当たり前のことであって、そんなことがあるからといって「B聞き取り書」の証明力を減殺するものではないというものであります。

先ほど私は、検察側から3月に提出された証拠は、検察側に有利なものが選ばれて提出されたと申しましたが、証拠ですから、検察側にとってもそう都合よくはいきません。一つの調書にもいろいろなことが書いてあります。きちんと精査していけば、逆に検察にとって不利なことも紛れ込むわけです。

これもその一つでありまして、新しく出てきたM供述の内容、7月28日付の上申書の中には、M証人はこの供述をする前から被告人である田代さん他と吉祥寺駅にプラカードを運搬したと説明をしている内容があって、つまり、当時はM氏自身も事件の犯人として疑われる存在だったことがわかるのです。

そういう立場で、目撃証言が強要されたということになるわけです。これは、M供述という当時の証言を揺るがす重要な新証拠だと思います。期せずしてそれが検察側から出てしまったわけです。

それからもう一つ、今回指摘したことは、もし本当にこの電車区の正門前、これは路上ですが、そこでM氏が竹内さんを目撃したというのなら、この日はたまたま地域の盆踊りの大会だったので、けっこう人通りがあったはずですよ。そのことも様々な調書でわかってきて、そうだとすれば他にも複数の目撃証言があってもおかしくないのに、それが無い、M氏だけがそんなことを言っていることも、この供述を疑わせるものだと思います。

次に、本件は、積極的な証拠がほとんど存在せず、自白によりかかったものです。その自白が長い期間変転するんです。このことは、三鷹事件裁判のひとつの特徴となっています。そういう中で、あれこれと揺れ動く前の最初の供述、初期供述に光を当て、そこに不合理な内容が含まれていないかを検討しました。最初、竹内さんは否認をしています。それがさまざまな誘

導やら圧迫によって自白する、その最初の調書がどうなっているかということです。

まず、自白に転じた直後のものをご紹介しますが、そこでは例の停電の時刻が問題になります。再審段階では竹内さんは別の主張をしていますが、事故直後の1回目2回目の停電について、彼は自分で犯行を犯してそこから電車の発車工作をして逃げ帰って来る、その途中で1回目2回目の停電を体験したと言っているのです。ところが、それ自体が変転していくわけです。

もし、そういう工作をして逃げてきた犯人が竹内さんだとすれば、自分の発車させた電車の事故による停電というのは非常に関心を払う事柄です。自白をするのに、どこでどの段階で停電を自分が見てきたかについて、勘違いしたり揺れたりする理由はないのですが、これが揺れているということは、供述が非常に不合理な内容であることを意味しています。

今回、そこまで突っ込んだ指摘ができるようになったのは、新しく開示された証拠の中に、当時の国鉄の変電区の技師たちの調書や資料が含まれておりまして、これによって今まではっきりしなかった停電のメカニズムとその正確な時刻がかなり信用できるものとして確定できたということです。そうするとそれに基づいて初期供述を検討していけば、明らかにいろいろと不合理なことが含まれているということでもあります。

その後の3回目の停電が、20分くらい時間を経た後で起こります。その時刻についての彼の供述も不合理なものであったり、変転したりということがある。これも今回の検察側の立証の中の客観証拠を得て、新たに指摘できる事実です。今後もこういう指摘を厳密に積み重ねながら、竹内さんの自白の不合理性をきちんと出していきたいと考えております。

私からはこのくらいにして、次に今回の新証拠の大きな柱である、パンタグラフの構造と事故の状況について野嶋弁護士から説明があります。

野嶋真人弁護士

自白では、単独犯行ということになっています。竹内さんが1人でやったということになっています。

運転席に行ってパンタグラフを上げた。それで電車が動き出す。操縦桿の操作などもありますが、先頭の車両で全てのことをやったという自白になっています。裁判所の認定もそうなっています。

それで上がるのは第一車両、一番先頭の車両のパンタグラフだけです。それだけを上げたという自白になっています。ところが、実際の事故現場の写真やその説明を見ると、パンタグラフは先頭の車両だけではなくて、2番目の車両も上がっていたことが客観的に明らかになっています。

そうすると、「おかしいじゃないか。1両目のパンタグラフしか上げていないはずなのに、どうして2両目のパンタグラフが事故の時に上がっているのだ？」という問題が出てくるのです。

それについて、確定審、つまりこの事件に関する裁判所の説明では、2両目の車両のパンタグラフは最初は上がっていなかった、事故の時に衝突のショックなどで上がったただけだ、だから問題はないという説明がされていました。

2両目の車両のパンタグラフの写真が残っています。それを見ると、パンタグラフの上の方に、スキーの板を逆さまにしたようなものが二つ付いています。これが真ん中の辺りを見ると、

下から上に力が加わったような損傷が生じているのです。出っ張っている部分がある。これはどうして生じたのだろうかということです。

それで鉄道の事故解析の専門家の人に聞いてみようとなり、弁護団がお願いしたのが曾根悟教授です。この方は東京大学の名誉教授であり、東京工学院大学の現客員教授。JR関連の事故の調査委員会などの役職を歴任されている方です。鉄道の事故が起きると新聞やテレビにもよく出ていらっしゃる。お年ですが、非常にかくしゃくとして論理明晰にお話される方です。

この方に、第2車輻のパンタグラフが下から上に損傷している、これはどうして生じたのかと話をすると、「これは、パンタグラフがもともと上がっている状態で、下から上に、軽いもの、たとえば電線にぶら下がっているものが下から上に当たったりしてできた損傷でしょう」という話でした。もともとパンタグラフが上がっている状態で事故が起きて、その時に、何か軽い物体が下から上に当たってできたというご意見をいただきました。

では、第2車輻のパンタグラフはどうやって上げられるのかという話になって、構造的にいろいろ検討していただいた結果、犯人が第2車輻まで行かないと上げられないという結論になりました。つまり、竹内さんの自白どおり、単独犯行で第1車輻で操作するだけでは第2車輻のパンタグラフは上げられないということです。犯人は2人以上いないといけないということになるのです。ここが一番重要な問題でして、この事件の実際の犯人は、つまり複数犯だったのではないかということがここから言えるのです。

実際に、事故後の新聞報道を見ると、電車の中を何人かの人が走っているのが見えたとか、電車から何人か降りてくる人を見たとか、そういう話が載っていたりして、もともと複数犯である可能性が十分ある事件なのですが、第2車輻のパンタグラフを専門家に科学的に解析していただくことによって、事件の犯人が複数であることが明らかになったのです。

これがパンタグラフに関する新証拠ですが、これについて検察側が反論をしてきました。それに対する再反論を曾根先生にお願いして、再び意見書を書いてくれました。元々出していたいただいた鑑定書も立派なものでしたが、それ以上のページ数のある反論の意見書を書いていただき、それに基づいて今回の我々の補充意見書を出したということです。

検察官の反論自体、非常にレベルが低いのですが、例えばこういうことです。パンタグラフを上げる方法として、運転席のところへ上げ紐があって、それを引っ張るとあがるというものです。その第2車輻の上げ紐はフックにかかったまま固定されていました。

もし真犯人が第2車輻に行き上げ紐を引っ張ってパンタグラフを上げたとしたら、その後フックにかけたことになる。犯人はそんな丁寧なことをしない。引っ張ってあげたらそのままブラブラにしていくはずだから、上げ紐がフックにかかっていたということは、もともと引っ張っていない証拠だ。そういう反論の意見書を検察官が出したのです。

それに対して、曾根先生は、「上げ紐のフックの高さは人間がふつうに引っ張れる位置にあって、運転士はいちいちフックから外さなくてもかかった状態でそのままグイッと引っ張るとパンタグラフは上がる。そうやってあげている人はいくらでも知っているし、犯人が運転士の経験のある人であれば上がるのだから何の問題もない」と反論しました。検察官の言うように、わざわざフックから外して上げ紐を引っ張って、元のフックにかけるとか、そんな面倒くさいことをしなくても、急いでいるのだったらフックにかかった状態のままグイッと引っ張ることができるのだというお話でした。その程度のことで問題ないというわけです。この問題が一つ

です。

もう一つは、第2車輻のパンタグラフは下から上に力が加わったようになっているという曾根先生の見解に対して、検察官は、左右に同時に均等に力が加われば下から上に物は上がるから、それでできた可能性もある、つまりパンタグラフが下がっている状態の時に何かの原因で、全く同時に左右から同じ力が加われば、それで上がる可能性があるということを言っていたのです。

曾根先生の反論はこうです。理論的には全く同時に左右同じ力が加わればそういうことがあるかもしれないが、衝突の時の激しい動きの中でそういうことが起きるのはまず考えにくい。仮にそういうことが偶然起きたとしても、その場合にはパンタグラフの左右の部分に衝突の痕跡が残る。そこが曲がったりするわけです。しかし、今回の第2車輻のパンタグラフには、左右の部分に物がぶつかって変形しているような痕跡が全くない。その真ん中のところが下から上に当たったような痕跡があるだけなので、この検察官の理屈も通らないというわけです。

さらに、検察官が言ったのは、電柱と電柱の間を通っている鉄でできている構造物で、専門用語で私もよく知らないのですが、ビームというものがあるそうです。けっこう重量のある物で、衝突の時にこのビームが落下して第2車輻のパンタグラフに当たって、その勢いでフックが外れてパンタグラフが上がったのかもしれないということでした。

この件についても、曾根先生によると、ビームのような重量のあるものがパンタグラフに当たればそのことによってパンタグラフは激しく損傷するが、パンタグラフには上から下に物がぶつかってできたような損傷はないので、そういうことはありえないということでした。

このパンタグラフの部分については、曾根教授の見解に基づいて検察官の稚拙な反論に対して再反論の意見を十分出せたと思っています。

実は、このパンタグラフの関係でも証拠開示を期待していました。第2車輻のパンタグラフが上がっていたことについて、確定審の段階で、それを裏付けるような証言をしている方が何人かいらっしゃるんです。証拠開示以前の問題として、この事件の元々の証拠の中にも、走行中にパンタグラフが複数上がっていたと言っている方がいらっしゃる。ただ、その供述には曖昧な部分が残っているんです。だから、証拠開示で、走行中からパンタグラフが上がっているのを見たという目撃証言が出てくれば、それによって曾根教授の見解が裏付けられると大いに期待していましたが、それについて、検察官から開示されたものを見ると、意図的にその部分を外してしまったという気がして仕方ありません。

だからパンタグラフについて、一つも出てこない。いくつか証拠が開示されたのですが、それは述べられていないのです。確定審の中でそういうことを言っている人がいたくらいですから、電車が暴走しているのを見ている時にそのパンタグラフが上がっていたかどうかを証言する人がいてもおかしくないのに、今回の開示証拠の中は、パンタグラフについてのコメントがないんです。これは大きな問題だと思います。

最後に、最近の再審の流れについて、私が非常に危惧していることを言います。

確かにゴビンダさん事件とか足利事件とか再審が確定しました。これらはDNA鑑定のある事件です。裁判所はDNA鑑定のように、客観的に一刀両断に切り落とせる事件は再審開始を認めてきましたが、そういう筋にいかないものは最近揺り戻しが来ているように感じられます。

私は名張事件の弁護人でもあります。名張でも非常にひどい決定が出ましたし、福井事件

という再審開始になった事件でも最近、即時抗告でひっくり返ってしまったりとか、悪い方向の動きがあるのではないかと気になっています。

DNA鑑定などが存在しない事件で再審開始決定が確定した事件としては、布川事件があります。確かにこの事件は総合評価で、総合的に見て合理的に疑いが生じているということで再審開始になった事件ですが、その後、そういうタイプの再審開始決定が決まっていなかったというのがあるへん不安です。これを突き崩していくのはやはり証拠開示しかないと思うんです。

三鷹事件は、証拠開示の宝庫だと思います。さっきも言ったように、パンタグラフの目撃とか、車両内に2人目を見たという新聞報道もあります。そういうのをいくらでも隠しもっているはずで、それを検察が出してこないのはけしからんです。

かつて、証拠開示をしたらどうかと裁判所の勧告があった時に一切応じないとか、あるかないか答えると言ってもそれについても答える意味がないというように、正面から否定する議論をふっかけてきた時代がありました。しかし、最近は、三鷹事件でもそうですが、よくわからないが出してくるんです。その出してくる時に、自分の意見書をつけて、自分たちに有利なものだけを適当にピックアップして出してくる。全部探したけれども、これだけしかなかったとは、必ずしも書いていないのです。

それぞれの論点について出してくるから、あたかもこれしかないような錯覚を起こさせるところがあるのですが、誤魔化しです。実に汚いやり方です。そういうような出し方は、他の事件でも実は最近あって、弁護人もつい騙されてしまう。裁判官もです。でも、よくよく見ると、検察側は、これ以外にも探したけれどもありませんでしたとは言っていないのです。

だから、証拠開示は、三鷹事件弁護団でも、これから今回の検察のやり方に対して厳しく糾弾して進めていく方向性を持っていかなければいけないということで、そのための検討をしているところです。

そのためにはただ、弁護人の力だけでは足りず、多くの支援者の方の声、それがやはり報道されたりして、裁判所もプレッシャーを感じて積極的に進めていく、検察官も誤魔化しがきかないと感じるような力にしていかななくてはいけないと思います。

このような意味で集会を一つひとつ重ねて、多くの人の協力を得ていくことが必要だと思います。よろしくお願い致します。

中村忠史弁護士

私は63型電車の構造からこの事件を検討するというをやっております。ただ、私自身は全くの素人ですので、JR東労組の三鷹事件塾の皆さんに勉強会をしていただいて、一つひとつ問題を検討しています。今回の補充書で半歩だけ踏み出したことをご報告します。

何を明らかにしたのかというと、手ブレーキについてです。手ブレーキというのは、電車の最初の車輌と最後の車輌の運転台についているもので、車で言えばサイドブレーキにあたります。ふつう、入庫した時、倉庫に入れた時に、この手ブレーキを必ず締めて運転士は降りるといっていますが、事故車両を事故後に検証したところによると、この手ブレーキがかかっていなかったということです。そうすると誰かが外したのではないかと、そういう面が問題になりま

す。

手ブレーキがかかっていれば、速度が時速70キロ位に上がることもありませんし、必ずスリップ痕など、車輛もしくは線路に痕が残りますが、こういうものが一切ついていませんでした。この点に関して、竹内さんは取り調べ段階でも公判供述でも、全く手ブレーキには触れていません。

この電車を運転した構内運転士のFさんという方がいます。この方は確定審の証人尋問で出頭して証言しているのですが、検察官も弁護人もこの手ブレーキに関して何一つ質問していない。全くおかしい話ですが、朝日新聞の昭和24年7月16日付朝刊に、Fさんが新聞記者のインタビューに答えて、私はブレーキをかけて車輛を降りましたと述べている記事がありました。

どういうことかということ、ブレーキをかけて降車したということは、主幹制御機の圧縮空気です。車輪を停止するブレーキではなくて、手ブレーキをかけて降りたということだと考えられます。その点に関して、これが有力な問題であり、新証拠の一つではないかということで補充書で述べてあります。

この点に関して、Fさん、当然検察や警察は手ブレーキに関して、取り調べをしていると思います。しかし、供述調書はまだ開示されておられません。ですから、確実な主張というのはまだ固まっておられません、半歩だけ出したというのはそういう主旨でございます。こういう形で、電車の構造から一つひとつ検討しておりますので、電車に詳しい方、情報の提供をよろしくお願い致します。

高見澤昭治弁護士

この再審申立は2011年11月10日にしました。もう2年たってしまいました。一生懸命やっているつもりですが、時間の経つのは早いものです。

証拠開示については翌年の2月2日にこういうものがあるはずだから提出せよと、具体的に証拠標目を上げて検察官に迫りました。検察官は最初抵抗していましたが、裁判所が「これとこれは出して」と勧告するに至りました。

それに対して検察官がさすがに抵抗できないということで出してきたのが、2012年3月に開示された証拠です。69点です。我々はこれを受取った時には「しめた」と思いました。しかし、検察官の出してきたものは、ほんとうに都合の良いものを選んで出してきたということがわかってきました。

そういうことがわかってきましたが、出されたものを元に確定判決がおかしいということについて、突っ込んで理論化して意見書を出そうと、この間やってきました。それが先程来、紹介されている内容です。

私からは、提出されていない証拠、刑事が隠している証拠にこういう重要なものがあるのだ、だから出すべしということ、再度、検察官に要求する、裁判所に判断を求めるということで、いくつか具体的にあげております。

例えば、野嶋弁護士から紹介がありましたが、新聞がこの事件について具体的な報道をしています。例えば、走っている電車からとびおりた男がいたという目撃者がいるということ、あ

るいは、電車の中で走っている人物がいたということも、これは新聞が報道して、そのことを警察でも調べているということが具体的に書いてあります。そういう目撃者に捜査官が会って話を聞かないはずがない。具体的にどういう質問をしていたかは、その新聞に報じられているんです。そういうことからすれば、真犯人が誰かを警察は調べようと思えば調べられたし、その関係の申し文が残っているはずだということを通りました。

それから紙紐とか、鍵の代わりに針金を使ったとか、そういうものがどこに落ちていて、どこから採取したのかについても、今まで隠していました。これについても一本の針金があれば良いのに、束になった針金を証拠に出してくるんです。構内にそんなものがあるはずがないというのが当時の国鉄労働者の皆さんのお話です。そのことを強く迫ったところ、最近、こういうゴミ捨て場から採取したんだということで、その写真などを開示してきました。少しずつそういう実態が明らかになってきているのです。

一番重要なのは、どんな事件でもそうですが、指紋が残っているはずだということです。真犯人の指紋があるはずで、これについても、朝日新聞などは運転席から採った指紋のうち、事件に関係があると見られるのが5通がある。それを鑑定に出しているのだということまで報じているんです。その指紋についても全く開示しないという状況でありますから、それも出せということです。

それから、いろいろなところで紹介されていますが、三鷹駅前の交番、派出所にいた警察官が、事件の起こる前にこういう事件が起こると、警察内部から連絡を受けていたということを経験して証言しているんです。竹内さんが真犯人であれば、そんなことがあり得ない。そういう情報がどういうルートで誰から出されたものなのか、警察から伝わってきたことははっきりしているわけですから、そういうことも証拠に残っているはずだということで、開示を求めています。

最後になりますが、この事件の背景には駐留軍、アメリカの関与、むしろ積極的な関与があるのではないかとということが、いろいろなことから伺われます。すぐに現場にMPが駆け付けたり、事故現場からいろいろ証拠を持ち去って行ったり、そういう関係でも真犯人は他にいるのではないかと、証拠開示を求めています。

他にもいろいろありますが、本当に真相を明らかにする証拠を提示するよということで弁護団はやっていますが、それだけでは進みません。

これは世論の力というんですか、皆さん方の職場、地域で、裁判所への要請など今後ともお願いしたいと思います。

最後になりますが、請求人の竹内さんの長男さんは、私と同じ歳で、真相を明らかにするまで、父親の無実がはっきりするまで頑張ろうということで、元気で頑張ってくれています。

今日は、日比谷の特定秘密保護法反対の集会に行こうか、三鷹事件の集会に行こうかと迷った方もおられると思いますが、こんなにたくさん参加していただきましてありがとうございます。